

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第65号	丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
健やか育成課	<p>【趣旨】 令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【内容】 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分</p> <p>丹波少年自然の家事務組合の財産を次のように処分する。</p> <p>(1) 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。</p> <p>(2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。</p>